

平成29年3月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年3月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ノース・リバー 代表者北川謙二
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都千代田区外神田6-1-8 (清澄営業所) 東京都江東区三好2-1-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 40日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年6月30日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法(以下「運送法」)第20条)、(2)運行管理補助者の要件違反(運送法第23条第2項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(4)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成29年3月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年3月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	羽田空港交通株式会社 代表者溝口晴美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区東糀谷3-15-5 (羽田営業所) 神奈川県川崎市川崎区東扇島90
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年8月5日及び平成28年8月16日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第(以下「運送法」)9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(5)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 13点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成29年3月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年3月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社シーエイチアイ 代表者露崎強
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区元麻布3-4-41 <small>(シーエイチアイ観光バス本社営業所)</small> 千葉県富里市七栄650-35
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 185日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年6月1日及び平成28年6月20日他、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条2第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(6)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(7)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(8)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(9)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(13)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 19点 当該事業者の累積点数 19点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)